



労働基準監督官の仕事

働く人のために その力を原動力に



京都労働局

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

総務課 ☎075-241-3211

監督課 ☎075-241-3214

～労働基準監督官とは～

全国では、約410万の事業場で約5,300万人が働いています。労働者が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。



#働き方改革

#賃金不払残業

#過労死

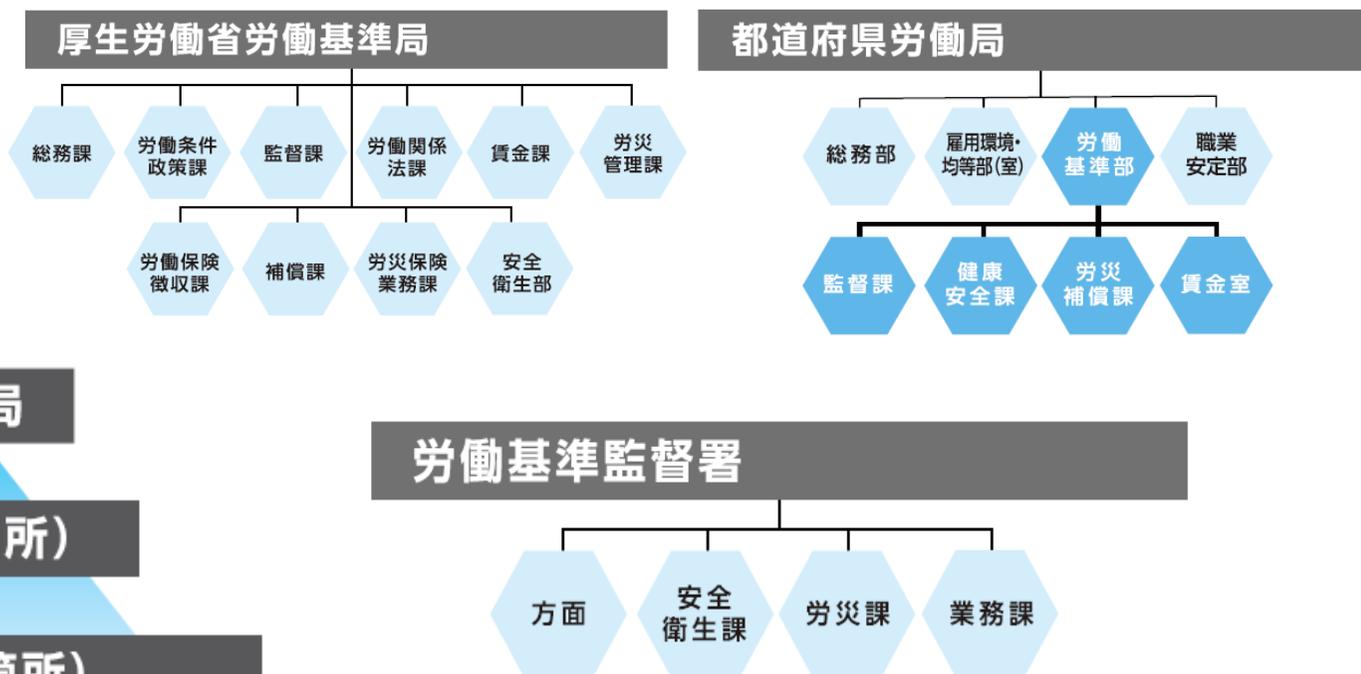
#若者の「使い捨て」
が疑われる企業

#労働災害

1 労働基準行政の組織

労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に**労働基準局**が、各都道府県には**都道府県労働局**が、さらに第一線機関として321（うち、**京都は7署**）の**労働基準監督署**が置かれています。これらはすべて国の機関です。

労働基準行政においては、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である**労働基準監督署**において展開しています。



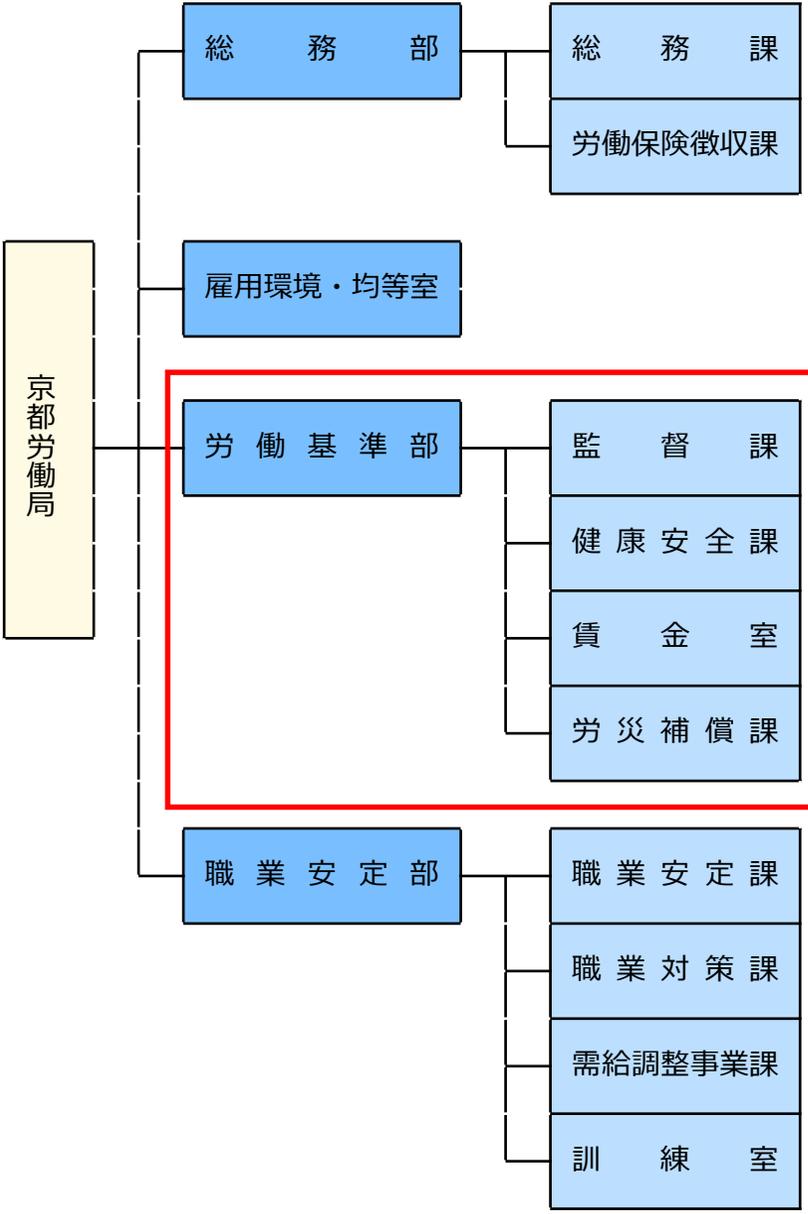
※都道府県労働局及び労働基準監督署の組織図は一例であり局・署によって異なります

厚生労働省労働基準局

都道府県労働局 (47 箇所)

労働基準監督署 (321 箇所)

1の2 京都労働局の組織



2 労働基準監督官の仕事 ～業務内容～

① 監督指導業務

- 臨検監督
 - ・定期監督 → 行政計画に基づき定期的に実施
 - ・申告監督 → 労働者からの通報・相談に基づき実施
 - ・災害調査（災害時監督） → 労働災害発生を契機に実施
- 司法警察事務
 - ・重大悪質な法令違反の事件捜査
 - ・告訴・告発事件の捜査
(事案によっては家宅搜索、逮捕等の強制捜査も実施)
- 許認可事務
 - ・解雇予告除外認定
 - ・最低賃金減額特例許可
 - ・未払賃金立替払手続 など
- 説明会等
 - ・労働条件確保・改善のための説明会、その他労働相談、届け出受理等

② 安全衛生業務

機械設備の審査、検査、労働災害や健康障害防止の啓発指導

③ 労災補償業務

工作中的の怪我、病気等に対する労災保険給付手続き

2 労働基準監督官の仕事

～① 監督指導業務 < 臨検監督 >～

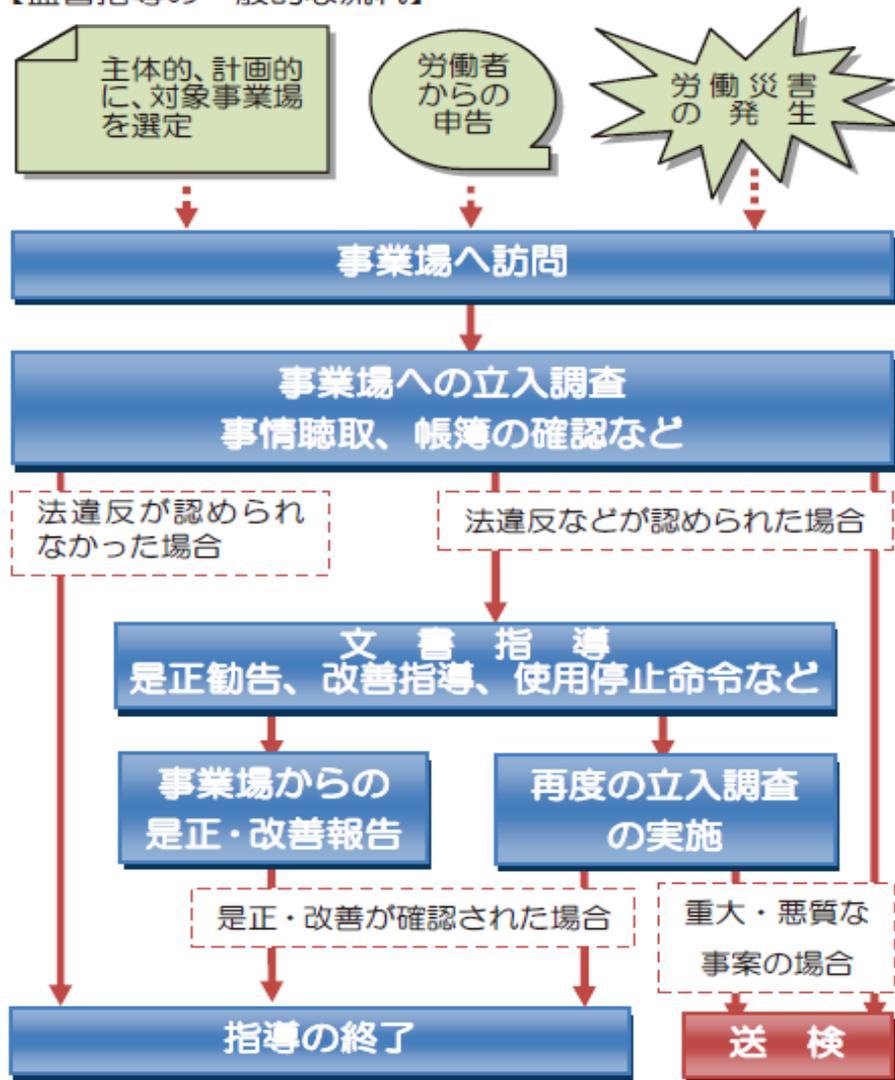
監督指導業務

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人などからの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを検査して、関係労働者の労働条件について調査を行います。

法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。

また、監督指導以外にも、窓口で労働者や事業主からの相談を受けたり、事業主を集めて労働条件の確保・改善のための説明会を実施しているほか、労働基準関係法令に係る許認可の審査など、多様な業務を行っています。

【監督指導の一般的な流れ】



(注1) 上図は一般的な流れを示したものであり、事案により、異なる場合もあります。

(注2) 事業場への監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

監督指導業務 ～臨検監督の流れ～

労働者から相談



臨検監督に出発



機械・設備、作業を確認

建設現場や工場の機械・設備や作業方法が、安全衛生の基準を満たしているか確認します



労務関係資料を確認



指導文書の交付



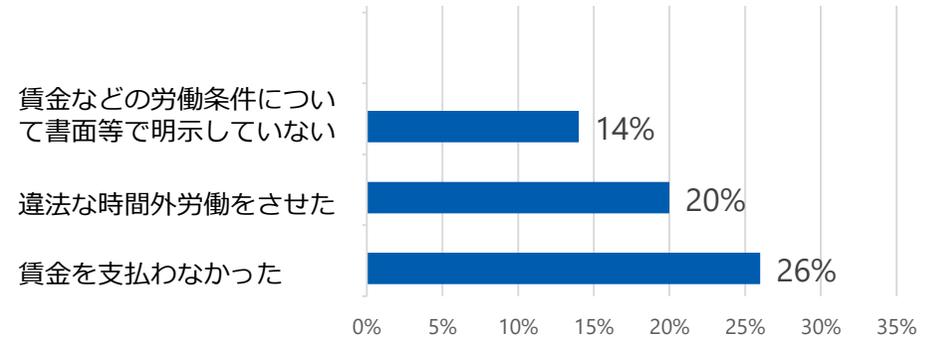
法違反が認められた場合は、是正勧告書を交付し、是正を求めます

賃金台帳やタイムカードなどから、賃金不払残業や違法な長時間労働が行われていないかなどを確認します

定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）は、令和4年には**約14万3,000件**実施し、そのうち**約70%**の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

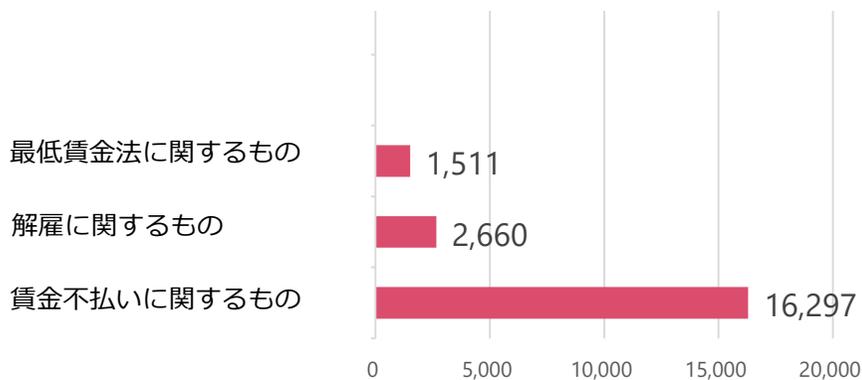
これらの法違反のほとんどは、**労働基準監督官の指導等によって是正**されています。

定期監督における主な違反の種類



(各違反類型ごとの違反数/違反事業場数)

申告監督における各違反類型ごとの申立数



申告（労働基準法等の違反について行政指導を求めるもの）の受理件数は、令和4年で**約2万件**にのぼり、その内容は、賃金不払に関するものが最も多く、次に解雇に関するものとなっています。

2 労働基準監督官の仕事

～① 監督指導業務 <司法警察事務>～

司法警察事務

労働基準監督官は労働基準関係法令の犯罪捜査のプロフェッショナル

監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど、**重大・悪質な事案**については、**司法警察員として、刑事訴訟法に基づき、取り調べなどの任意捜査や、搜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検**します。

最近では、全国で毎年800件程度を検察庁に送検しています。

捜査会議



搜索・差し押さえ



※逮捕を行う場合もあります。

証拠品の分析



取調べ



検察庁に送検



2 労働基準監督官の仕事 ～① 監督指導業務〈許認可・説明会等〉～

監督指導以外にも、労働基準関係法令に係る許認可の審査、窓口で労働者や事業主からの相談対応、事業主を集めて労働条件の確保・改善のための説明会を実施しているほか、など、多様な業務を行っています。



Topic

働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）とは？



くらし、
はたらき、
ともに
ススメ！

2024年4月から
建設業、
トラック・バス、
タクシードライバー、
医師の、
時間外労働の
上限規制が
適用されます。

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずるものです。第196回の通常国会において平成30年6月29日に成立し、7月6日に公布されました。

労働基準法においては、初めて時間外労働に上限を設けたことから、戦後70年ぶりの大改革と言われています。

労働基準行政においては、働き方改革を通じ、働く方々の労働条件をしっかりと守っていくため、全ての労働基準監督署において、特別チームを編成し、

- ・長時間労働の是正及び過重労働による健康障害の防止を重点とした監督指導
- ・「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、中小企業等に対して、法制度の周知を中心としたきめ細やかな支援などの取り組みを実施しています。

2 労働基準監督官の仕事

～②安全衛生業務～

安全衛生業務

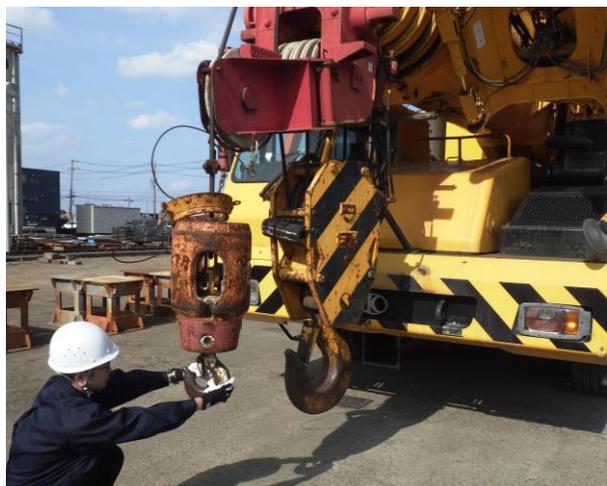
労働安全衛生法などに基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。

具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、労働災害が発生するおそれのある状況が認められた場合、事業主に対して改善するよう指導を行っています。

また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。



クレーンの崩落災害



機械・設備の状態の確認



実際の災害調査の様子

～理工学系の専門分野と安全衛生業務～

労働基準監督官は、法律を扱うことから文系の職業だと思われがちですが、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備も、労働基準監督官の重要な使命の一つです。

労働基準監督官には、**理工系の採用区分**もあり、**理工系学科で学んだ知識や、理工学的な思考は、産業現場で起こる様々な問題に対応するために活用できます。**



(活用例)

○機械工学

工場におけるプレスやロボットなどの**産業機械**の安全性の確認・指導など

○電気工学

工場や建設現場における**電気設備**の安全性の確認・指導など

○土木、建築学

高層ビルの建築やトンネル建設などの**建設現場**における工事計画の安全性の審査、指導など

○化学

工場や研究施設、建設現場などにおける有機溶剤や鉛、石綿などの**化学物質**等を取扱う際の健康障害を防止するための指導など

○物理、数学

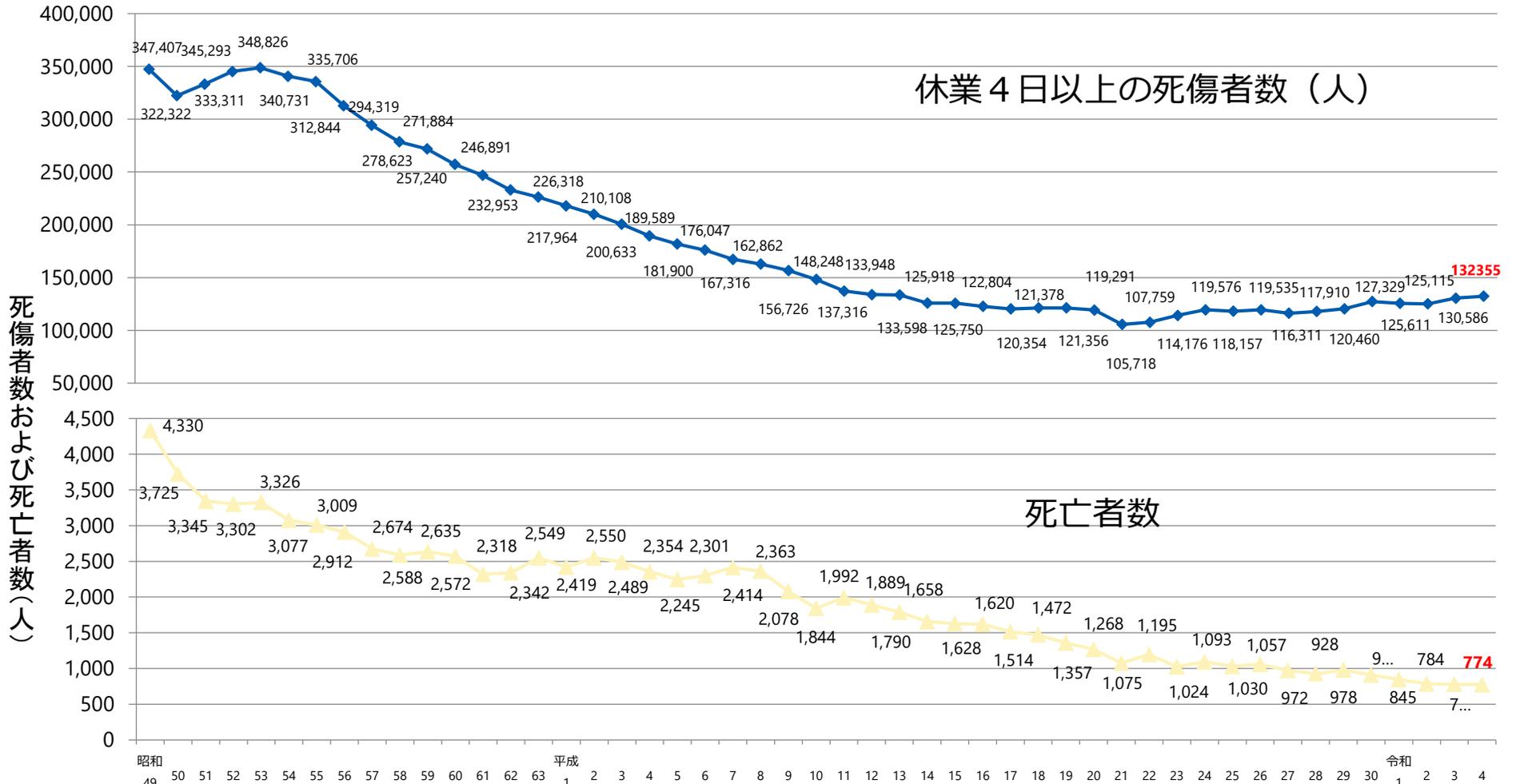
工場のボイラーや建設現場の足場などの機械設備や仮設物の**強度計算**など

廃炉作業などにおける**放射線**による健康障害を防止するための指導など



～労働災害による死亡者数、死傷者数の推移（全国）～

- 死亡者数は、平成29年以降減少傾向を維持している。
- 休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、**近年、増加傾向**にあり、平成14年以降で過去最多となった。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

3 採用後の異動・キャリアパスについて

労働基準監督官採用試験の最終合格者を対象に、採用を希望する労働局において採用面接を行い、採用後は**主に採用された労働局又は管内の労働基準監督署で勤務**します。採用後の**3年目からの2年間**については、**採用された労働局とは別の労働局管内で勤務**します。

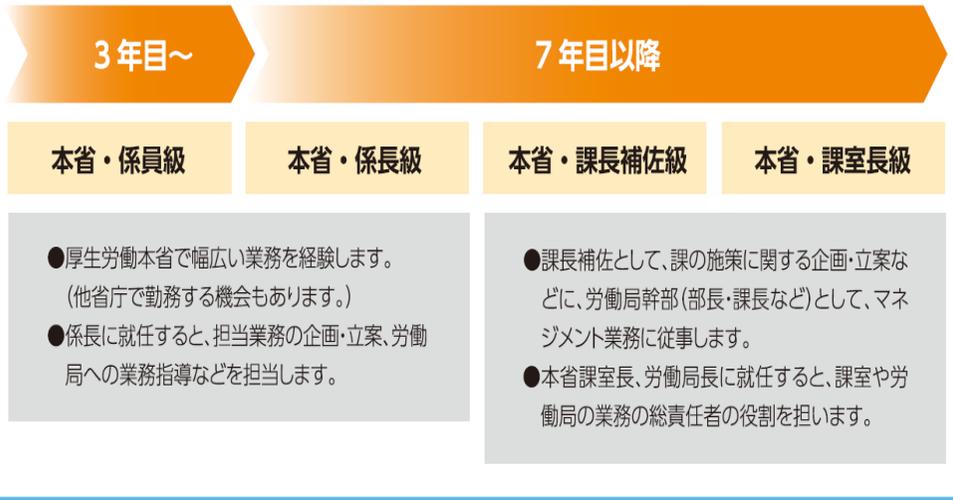
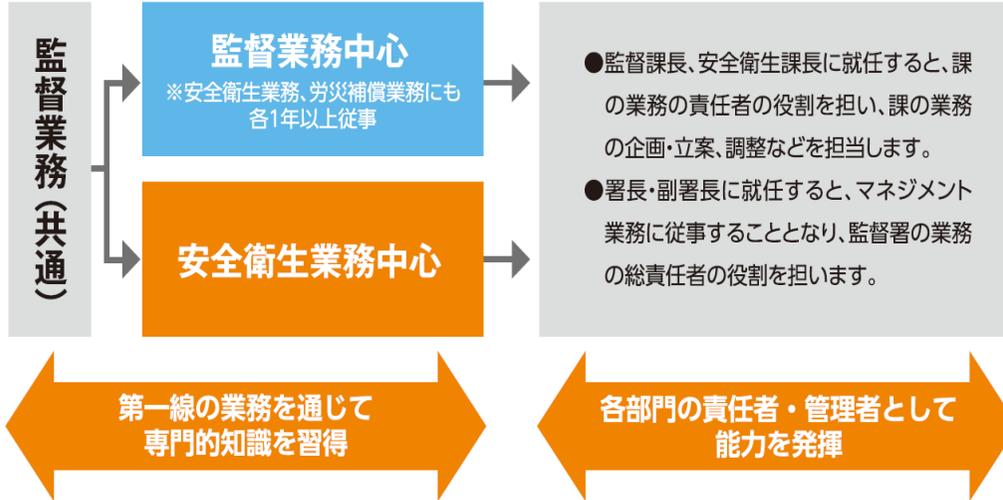
採用後は、**監督業務を中心とするキャリアパス**と、**安全衛生業務を中心とするキャリアパス**があります。

- ※ 監督業務を中心とするキャリアパスでは、総合性を高めるため、採用後15年目までに、安全衛生業務と労災補償業務に各1年以上従事することとなります。
- ※ どちらのキャリアパスでも、将来的な昇進等に差はありません。



厚生労働
本省で勤務
する場合

※本人希望に応じて、採用後3年目以降、厚生労働本省で勤務するという選択肢もあります。
※係員級での本省勤務後は、本人希望を踏まえ、採用された労働局に戻る場合と、引き続き本省で勤務する場合があります。



(注)この図は一例のイメージであり、本人の勤務成績、適正、希望などにより個々異なります。

4 採用試験・採用後に関するQ & A

Q. 労働基準監督官の仕事は、文系と理系のどちらに向いていますか？

労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、賃金・労働時間や安全衛生に関する基準が守られているか調査すること等を主な職務としているため、文系的な知識のみならず、理系的な知識も必要となります。したがって、各分野の専門知識を業務に生かすことができます。なお、労働基準監督官試験には、A（法文系）、B（理工系）の区分がありますが、どちらの区分でも、採用後の給与、昇進等の処遇に違いはありません。

Q. 監督官として任官したら、局・署のどの部署に配属されますか？

署の監督部署に配属されることとなります（4月採用の場合）。監督部署には名称があり、比較的大きな規模の署であれば「方面」、小さな規模の署であれば「監督・安衛課」と呼ばれています。

Q. 監督署に配属されたら、まず何をやることになるのでしょうか？

最初は研修や説明の時間が多いですが、だんだん馴染んでくると「相談業務」に従事します。電話又は来署での労働相談に対応するのですが、法律の知識は無論のことながら、接遇、コミュニケーションなどオールラウンドなスキルが求められます。また、相手の気持ちに寄り添いながら傾聴する姿勢も大切です。

でも安心してください。最初はどううまくいなくて当たり前。困ったときには先輩・上司が必ずサポートしてくれますし、何度も試行錯誤を繰り返すことによって、スキルが磨かれ、職務遂行の自信へと繋がっていきます。うまく答えられずに苦い思いをすることもありますが、相談対応は良質な監督指導への礎ともなりますので、ぜひ積極的にチャレンジしていきましょう。

4 採用試験・採用後に関するQ & A

Q. 採用後の研修について教えてください。

採用後に実施される研修は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっていますので、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます。

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修及び実地訓練を受けます。

この間に労働大学校で実施される中央研修（前期及び後期）を約3か月間にわたり受講することになります。

また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇進時において中央研修が実施されます。



【労働大学校での研修】



【林業の実地研修】

①実地研修（前期）

- 労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務の概要
- 監督署業務の実務補助、工場等の実地見学 など

②中央研修（前期）

- 一般法学
- 労働基準関係法令
- 監督業務
- 安全衛生業務
- その他

③実地研修（後期）

- 相談、各種届出等の対応
- 監督業務、安全衛生業務、労災補償業務、司法警察業務等の実施要領 など

④中央研修（後期）

- 一般法学
- 監督業務
- 安全衛生業務
- 司法警察業務
- その他

採用後1年間のスケジュール例

4月～5月中旬

5月中旬～6月

7月～8月

9月～10月中旬

10月中旬～3月

①実地研修
（前期）

②中央研修
（前期）

③実地研修
（後期）

④中央研修
（後期）

⑤実地訓練

監督署(局)で1.5か月

研修所で1.5か月

監督署(局)で2.0か月

研修所で1.5か月

監督署で5.5か月

2024年度採用試験～採用までのスケジュールについて

◎ 受験資格

- ① 平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれの者
- ② 平成15年4月2日以降生まれの者で、大学を卒業した者及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者等

令和6年2月22日
～3月25日

試験申込み（インターネット）

5月26日

第1次試験（記述試験）

【第1次試験地】 ※ 全国19都市
札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、さいたま市、東京都、新潟市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、
松江市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市、那覇市

7月9日～12日

第2次試験（人物試験）

【第2次試験地】 ※ 全国11都市
札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市

8月13日

最終合格発表、採用面接

※ 最終合格発表後に、採用面接を47都道府県労働局で実施します。

10月1日

採用内定

翌年4月1日

採用

※ 各労働局の定員事情によっては、試験実施の年度中（10/1付け、翌年1/1付けなど）に採用されることもあります。

監督課長からのメッセージ

「労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し、法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とし、厚生労働本省又は全国各地の労働局、労働基準監督署に勤務する厚生労働省の専門職員」

これが厚生労働省ホームページに記載されている労働基準監督官の説明です。

もう少し簡単に言えば、「働く人のいのちや健康を守る労働法。それに息を吹き込む厚生労働省の専門職員」それが労働基準監督官です。

残念ながら、賃金の未払いや長時間労働、安全管理の行き届いていない生産現場や突然の解雇など、労働者を取り巻く環境には、未だ数多くの問題が存在しています。

労働基準監督官は、そうした違法な労働条件や危険な職場環境を改善して、あらゆる職場で、労働者が安心して安全に働ける状態にすることを使命として、監督指導に情熱を傾けています。

「京都で働く人たちが、よりよい職場環境のもとで働くことができるように！」
という熱意をもって働くのが労働基準監督官です。

京都労働局 労働基準部 監督課長 堀 記子

労働基準監督官について

もっと知りたい方へ

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>



【プロモーションムービー】

https://www.youtube.com/watch?v=B_VITffQwf4



京都労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_00194.html



【京都局監督官Q&A】

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_00195.html



ひと、くらし、みらいのために

